

# 米原市老人クラブ研修事業費補助金をご利用ください

米原市高齢福祉課

老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいを高め、健康づくりを推進するため、市内の老人クラブが行う研修活動に要する経費に対し補助金を交付します。

米原市老人クラブ研修事業費補助金について補助金交付要綱・様式を併せて御覧ください。

## 【老人クラブの定義】

- ・一定地域の高齢者(おおむね 60 歳以上の会員)により自主的に組織される団体
- ・会員の互選により代表者を 1 人置いていること
- ・会則、会員名簿、現金出納簿等を備えていること
- ・団体の収入・支出の状況を明確にしていること

## 【補助対象者】

- ・米原市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブ
- ・おおむね 15 人以上で活動する老人クラブ
- ・米原市から当該事業に係る他の補助金を交付されていない老人クラブ

## 【補助対象事業の内容】

- (1)研修会または講演会の開催
- (2)スポーツ、体操または教養講座の講師による講習会への参加
- (3)市外または県外への視察または研修会への参加
- (4)市長が適当と認めるもの

## 【補助率】

10/10 以内

## 【補助額】

会員数 50 人以下の場合は 20,000 円以内

会員数 51 人以上の場合は 30,000 円以内

## 【補助対象経費の内容】

報償費:講師等の謝礼

旅費 :講師等の交通費

需用費:消耗品費、食糧費(講師等に係る経費のみ)、印刷製本費

役務費:通信運搬費、手数料

使用料:会場使用料

賃借料:車両または機器借上料

その他経費:必要であると市長が認めた経費

【交付申請(提出書類)】

研修事業を実施されるまでに米原市高齢福祉課へ交付申請書を提出してください。

- ・老人クラブ研修事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- ・補助対象事業に係る収支予算書(任意様式、抜粋可)
- ・補助対象事業の概要が分かるもの(開催チラシなど)
- ・補助対象経費の金額を明らかにする書類(見積書など)
- ・会則および会員名簿の写し

【実績報告書(提出書類)】

研修事業が終了しましたら、米原市高齢福祉課へ実績報告書を提出してください。

- ・老人クラブ研修事業実績報告書(様式第2号)
- ・補助対象事業を実施したことがわかる写真
- ・補助対象事業を実施するために要した経費の領収書の写し

まずは補助金交付要綱を御覧いただき、補助対象となる老人クラブや会員数、申請手続など御不明な点があれば御相談ください。

会員数が15人未満であっても、老人クラブの目的や定義が満たされていれば、補助対象となる場合がありますので御相談ください。

問合せ先

米原市 健康福祉部 高齢福祉課

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電話 0749-53-5122 FAX0749-53-5119